

7水管第2295号  
令和7年12月8日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第495号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年二月七日農林水産省告示第二百六十一号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 壽和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）で、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四 （略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四 （略）
第五 するめいか 一 （略） 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	第五 するめいか 一 （略） 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位：トン)	(単位：トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	4,947
(略)	(略)
山形県	201

(略)	(略)
兵庫県	96
(略)	(略)
鳥取県	96
(略)	(略)
山口県	96
(略)	(略)
長崎県	1,053
(略)	(略)

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,795
(略)	(略)
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,831
(略)	(略)

第六～第八 (略)

(略)	(略)
兵庫県	現行水準
(略)	(略)
鳥取県	現行水準
(略)	(略)
山口県	現行水準
(略)	(略)
長崎県	現行水準
(略)	(略)

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,296
(略)	(略)
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,631
(略)	(略)

第六～第八 (略)

**特定水産資源（するめいか）に関する  
令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量  
及び大臣管理漁獲可能量の変更について**

令和7年12月  
水　　産　　庁

**I 背景**

令和7管理年度のスルメイカのTAC管理について、全国的に漁獲量が積み上がってい  
る中で、小型するめいか釣り漁業においては、10月15日、漁獲量が当該大臣管理区分の  
配分数量を越えたことから、10月31日、11月1日から翌年3月末までの間、スルメイ  
カの採捕を禁止する農林水産大臣の命令が発出された。

その後、11月13日時点の当該大臣管理区分の漁獲量は7,796トンとなり、11月5日  
の第141回資源管理分科会で了承を得た追加配分後の合計5,757トンを、2,039トン超過  
した状況となった（配分数量の135パーセント）。

国の留保からの追加配分や、他漁業種類からの漁獲枠の融通ができないか調整を進めて  
きたが、小型するめいか釣り漁業の漁獲量は配分数量を相当量超過しており、現在のとこ  
ろ、採捕停止命令の解除には至っておらず、また、その見込みも立たない状況である。

そのような中にあって、北海道においては、道に配分された数量の範囲内において、資  
源評価に必要なデータを得ることを目的とした、道の小型するめいか釣り漁船による資源  
調査のための試験操業を開始した。

**II 質問事項**

上記Iの背景を踏まえ、次の1及び2を質問する。

- 1 試験操業を実施しようとする県の「現行水準」から「数量明示」への変更
- 2 国の留保からの追加配分

(以　上)

## 【諮詢事項①】試験操業を実施しようとする県の「現行水準」から「数量明示」への変更

- 「現行水準」の府県は、目安数量を超えないよう隻数・操業日数等の漁獲努力量による管理を行うものとしており、当該目安数量を厳格に管理する仕組みがない（例：知事による採捕停止命令の発出なし）。このため、「現行水準」のままで「数量明示」されている北海道と同様の試験操業を実施することは認められない。
- 今後漁期を迎える「現行水準」の府県が、留保枠からの追加配分及び他の道県・大臣管理区分からの融通を受けて試験操業を実施しようとする場合、北海道及び富山県と同様に「数量明示」にする必要がある。

→ 令和7管理年度において、数量管理の下での試験操業を実施するために、「数量明示」への変更を希望する県について、資源管理基本方針に基づき、配分数量を明示する。

対象：長崎県、山形県、兵庫県、鳥取県及び山口県の5県（「数量明示」が7道県になる）

### 資源管理基本方針（抄）

#### 第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2（略）

##### 3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行いうるものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。
- (3)（略）

1

## 【諮詢事項②】国の留保からの追加配分（1/2）

- 今回の追加配分の原資は、「大臣許可いか釣り漁業」への追加配分見込みとしていた2,400トン。ただし、全国いか釣り漁業協会から、以下の意向が示されている。
  - 200トンは「大臣許可いか釣り漁業」に配分してもらいたい
  - 困っている漁業者が操業できるように配分してもらいたい
- 2,400トンの追加配分について、以下のとおりとする。  
【作業1】2,400トンを、全ての大蔵管理区分及び道府県を対象として、当初配分数量のシェアに応じて追加配分数量を計算  
【作業2】上記【作業1】で計算された数量について、大中型まき網漁業、大臣許可いか釣り漁業（200トンは残した上での余剰分）、小型するめいか釣り漁業、富山県及び他の現行水準府県の分（合計1,295トン）を、試験操業を行う道県に対して、当初配分数量のシェアに応じて追加配分数量を計算
- このほか、11/5の第141回資源管理分科会で適当であると認める旨の答申を得た「現行水準の府県への317トン」について、今回、「数量明示」に変更する5県に対し、その目安数量のシェアに応じて追加配分する。

2

## 【諮詢事項②】国の留保からの追加配分 (2/2)

(注1) 長崎県、山形県、兵庫県、鳥取県、山口県については目安数量

(注2) 計算式(長崎県の場合) :  $317 \times 550 \div 2,979$  (目安数量の合計値)

	当初 配分数量 (注1)	シェア	2,400トン 配分案		317 トン 配分 (注2)	合計	
			【作業1】	【作業2】			
沖合底びき網漁業	2,600トン	20.8%	499トン	±0	499トン	499トン	
大中型まき網漁業	600トン	4.8%	115トン	-115	0トン	0トン	
大臣許可いか釣り漁業	2,300トン	18.4%	442トン	-242	200トン	200トン	
小型するめいか釣り漁業	2,800トン	22.4%	538トン	-538	0トン	0トン	
北海道	1,300トン	10.4%	250トン	+799	1,049トン	1,049トン	
富山県	700トン	5.6%	134トン	-134	0トン	0トン	
長崎県	550トン	4.4%	106トン	+338	444トン	59トン	503トン
山形県	105トン	0.8%	20トン	+65	85トン	11トン	96トン
兵庫県	50トン	0.4%	10トン	+31	41トン	5トン	46トン
鳥取県	50トン	0.4%	10トン	+31	41トン	5トン	46トン
山口県	50トン	0.4%	10トン	+31	41トン	5トン	46トン
他の現行水準県	1,395トン	11.2%	266トン	-266	0トン	0トン	
合計	12,500トン	100.0%	2,400トン	±0	2,400トン	2,485トン	

3

## 【参考】令和7管理年度スルメイカのTACの配分等

	当初 配分数量	追加配分 数量	11/25時点 配分数量 (A)	11/13時点 漁獲量 (B)	B/A	追加配分 数量(案) (C)	12/8以降時点 配分数量(案) (C)	B/C	超過数量 (B-C)
沖合底びき網漁業	2,600トン	4,696トン	7,296トン	6,224トン	85%	499トン	7,795トン	80%	-
大中型まき網漁業	600トン	186トン	786トン	545トン	69%	0トン	786トン	69%	-
大臣許可いか釣り漁業	2,300トン	331トン	2,631トン	1,184トン	45%	200トン	2,831トン	42%	-
小型するめいか釣り漁業	2,800トン	2,957トン	5,757トン	7,796トン	135%	0トン	5,757トン	135%	2,039トン
北海道	1,300トン	2,598トン	3,898トン	2,196トン	56%	1,049トン	4,947トン	44%	-
富山県	700トン	215トン	915トン	143トン	16%	0トン	915トン	16%	-
(12/8以降) 長崎県	目安数量(550トン)		359トン	-	503トン	1,053トン	34%	-	
(12/8以降) 山形県	目安数量(105トン)		57トン	-	96トン	201トン	28%	-	
(12/8以降) 兵庫県	目安数量(50トン)		27トン	-	46トン	96トン	28%	-	
(12/8以降) 鳥取県	目安数量(50トン)		77トン	-	46トン	96トン	80%	-	
(12/8以降) 山口県	目安数量(50トン)		23トン	-	46トン	96トン	24%	-	
「現行水準」の府県	2,200トン	317トン	2,517トン	3,151トン	-	-	1,627トン	194%	1,524トン
合計	12,500トン	11,300トン	23,800トン	21,782トン	92%	2,485トン	26,200トン	83%	-

	当初	追加 (9/19水政審)	追加配分した数量	残量 (11/25時点)	残量 (12/8以降)
留 保	6,700トン	6,600トン	9,500トン	3,800トン	1,400トン
当 初				11/25時点	
TAC総量	19,200トン	6,600トン	1,800トン	27,600トン	

- 12月8日時点の留保の残量(1,400トン)の内訳
- ・追加配分の見込み  
富山県 400トン×3回 1,200トン
- ・超過リスクに備えた国の中留保 200トン

4